

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

# 情報処理検定試験規則

(昭和 63 年 5 月, 平成 5 年 5 月, 13 年 1 月, 13 年 5 月, 14 年 5 月, 15 年 5 月, 25 年 5 月, 26 年 2 月, 27 年 2 月改正)

- 第 1 条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、情報処理の能力を検定する。
- 第 2 条 検定は筆記試験・実技試験（第 2 級ビジネス情報部門、第 3 級）によって行う。
- 第 3 条 検定は第 1 級（ビジネス情報部門・プログラミング部門）、第 2 級（ビジネス情報部門・プログラミング部門）および第 3 級の 3 種とする。
- 第 4 条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第 5 条 検定試験は年 2 回実施する。
- 第 6 条 検定の出題範囲については別に定める。
- 第 7 条 検定に合格するためには各級とも各試験において、70 点以上の成績を得なければならない。
- 第 8 条 検定に合格した者には合格証書を授与する。
- 第 9 条 前条による合格証書は、次の様式とする。

## 様 式

|                  |        |
|------------------|--------|
| 第 号              |        |
| 合 格 証 書          |        |
| 第 級              |        |
| ( 部門)            | 氏名     |
|                  | 年 月 日生 |
| 本協会主催文部科学省後援第 回  |        |
| 情報処理検定試験において頭書の  |        |
| 級に合格したことを証します    |        |
|                  | 年 月 日  |
| 公益財団法人全国商業高等学校協会 |        |
| 理事長 氏            | 名 印    |

- 第 10 条 検定試験受験志願者は所定の受験願書に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。
- 第 11 条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

# 情報処理検定試験施行細則

- 第 1 条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
- 第 2 条 試験規則第 5 条による試験日は、毎年 9 月は第 4 日曜日、1 月は第 5 日曜日とする。ただし、1 月の第 5 日曜日がない場合は第 3 日曜日とする。
- 第 3 条 各級とも各試験について 100 点を満点とし、制限時間は次のとおりとする。

|     | ビジネス情報部門 |      | プログラミング部門 |     | 筆記試験 | 実技試験 |
|-----|----------|------|-----------|-----|------|------|
|     | 筆記試験     | 実技試験 | 筆記試験      |     |      |      |
| 1 級 | 60 分     |      | 60 分      | 3 級 | 20 分 | 20 分 |
| 2 級 | 30 分     | 20 分 | 50 分      |     |      |      |

- 第 4 条 プログラミング部門における言語は、Java、マクロ言語とし、受験者はそのいずれかの言語を選択する。
- 第 5 条 受験料は次のように定める。(消費税を含む)
  - 第 1 級 各部門 1,800 円
  - 第 2 級 各部門 1,500 円
  - 第 3 級 1,300 円
- 第 6 条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第 7 条 合格発表は試験施行後 1 か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。